# 第58回道州制特区提案検討委員会

日 時: 平成25年12月17日(火) 15:00~17:00

場 所: 第2水産ビル 3階 3G号会議室

出席者:

(委 員) 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、佐藤委員、寺下委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

#### (事務局)

委員の改選後、2回目の開催となります。

本日は、今年の春から国で検討されてきました国から地方への事務・権限の移譲に関する直近の 動向も踏まえながら、ご審議の程をよろしくお願いいたします。

それでは、河西会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### (河西会長)

皆様、こんにちは。

年末のお忙しい時期にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これより道州制特区提案検討委員会を開始させていただきます。本日の議事の大まかな流れですが、まず、この委員会でも動向を注視してまいりました国から地方への事務・権限の移譲等について、その後、国の検討状況などを事務局から説明いただき情報共有を行います。

そして、第2番目の議題であります道民アイデア、経済振興分野の第1次整理1項目、分野別 審議3項目、整理案1項目の審議へと順次進めてまいりたいと思います。

本日の委員会は、17時を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様、ご協力をお願いいたします。

本日の議事に入るに当たりまして、前回委員会の審議結果について簡単に確認しておきたいと思います。参考として、お手元の席上配布資料をご覧ください。

前回は、第4期委員会の最初の開催でありましたが、実質的な審議はほとんどしておりません。正副会長の指名、北海道知事からの諮問書を渡していただくということ。そして、道州制特区の概要について事務局から説明いただきました。

議事の2番目として前期委員会からの申し送り事項です。第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲、そして北海道議会議員選挙における選挙区の認定権限の移譲、広域観光圏の指定権限の移譲、産業振興支援施策の道への移譲、自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲、高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲といったところが前期委員会からの申し送り事項です。今回、その中のいくつかが審議されることになっております。

本日の委員会から実質的な審議に入っていくということでご理解いただければと思います。前回委員会の審議結果の概要については、以上であります。よろしいでしょうか。

それでは、「議事(1)国から地方への事務・権限の移譲等について」事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、「議事 (1) 国から地方への事務・権限の移譲等について」ご説明させていただきます。

資料 2-1 と資料 2-2 を使用させていただきます。簡単に経過をご説明させていただきます。

道州制特区制度は、国に対し権限移譲を求めていく制度でございます。資料1の中程に移譲済み4事務関連項目等というのがございます。この検討委員会では、国に事務・権限を求める候補として、平成23年度の国の評価ですとかパブリックコメントを踏まえまして、道州制特区制度導入時において移譲された事務・権限が一部のものや、特定分野のものについては、更なる一元化が必要ということの認識から、関連する事務の移譲について、前の第3期の委員会の時から鋭意検討を進めてきたところでございます。

具体的には、商工会議所法に基づく定款変更の許可事務の一元化などでございます。

昨年の政権交代以降、国から地方への権限移譲の検討が急速に進んでおりまして、4月には、地方分権改革有識者会議が設置され、本年の夏頃を目途に一定の結論を出すとされていました。その際、国から地方への移譲の検討対象の中に、商工会議所法に基づく定款変更の許可事務や、同じく提案候補として検討しておりました栄養士養成施設の指定事務が含められていたため、5月の提案検討委員会で国の動向を少し見ましょうということで保留とされたところでございます。

その後、9月に国の分権推進本部の中で当面の方針が決定されたことを契機として、再度、保留を解除し、審議を再開といった状況になっております。そういった経過を踏まえまして、この度、12月10日に国の第11回地方分権改革有識者会議が開催されております。

その中で、事務・権限の移譲等に関する見直し方針案、これは最終版に極めて近いものですけれども、これが示されて、その了承が得られましたので、今日は、その内容につきまして、この提案検討委員会で検討していた事務・権限との関係を中心にご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料 2-2 をご覧いただきたいと思います。

その見直し方針の概要です。資料 2-2 と右上に振ってございますけれども、この会議用に付した 資料No.でございまして、その下が3つに分かれております資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 は、有識 者会議の資料No.をそのまま使わせてもらっております。紛らわしいのですが、ご容赦いただきたい と思います。

まず、資料 1-1 の 1 枚目をご覧いただきたいと思います。こちらの方に総括的概要が載ってございます。これは、本当にポイントだけを列挙したものでございます。

その中では、1番目の基本的な考え方の〇印の二つ目、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、 残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するという考え方が出され ております。

2番目、国から地方公共団体への移譲等ということで、移譲する事務・権限は、48事項という ことになってございます。

移譲以外の見直しを行う事務・権限については、17事項ということになっております。

そして、5番目の一括法案等の提出につきましては、法律改正事項については、平成26年通常 国会に提出することを基本としているということでございます。

問題は、この中でどういったものが移譲されるかといったことです。そちらについては、まず、 資料 1-3 から数字的な概要をご説明させていただきます。見直し方針案における検討対象事項の措 置状況というものがございます。これは、9 月 13 日に地方分権改革推進本部で当面の方針という ものを決定しております。それから今回どう変わったかというのを表にしたものでございます。

10月の提案検討委員会でも概要を説明させていただいたのですが、9月時点では、多少整理の仕方は違っているのですが、移譲する方向で見直すものというのが47事項になっております。

それと、地方が、各省提示の権限に加え、関連権限の移譲を求めているものが 28 事項。 それと、移譲以外の見直しを行うものが 3 事項となっております。

各省が国に残すべきとし、地方が移譲すべきとするものということで22 事項ございます。 合計が100事項ということになってございました。資料1-3の最初の表の説明でございます。 今回の整理では、その100事項について、表の中段程にございますけれども、見直し方針に盛 り込まない事項ということで、100 事項のうち 35 事項については、地方と各省の調整が整わなかったり、地方の方で要望を取り下げたということで、今回の見直し方針には載せませんよというような形で出されております。

表の上段ですけれども、移譲する事務・権限、◎印で表示されてる部分でございます。これが 48 事項。それと、移譲以外の見直しを行う事務・権限が 17 事項となっています。合計 65 事項に ついて今回の見直し方針に載せるということになっております。

具体にどういった項目が見直し方針に盛り込まれるかといったことにつきましては、裏の2ページに記載されております。

表示方法については、2ページの上の方に破線の囲みがございます。ここに表示方法を載せてございます。例えば、2ページの話をしますと、9月の当面の方針では、移譲する方向で見直すものということの区分になっております。今回、移譲する事務・権限として見直し方針に盛り込むものについては、その表の右側に見直し方針という欄がございます。ここで、⑥印で表示してございます。これが移譲する事務・権限でございます。

そして、移譲以外の見直しを行う事務・権限については、○印になっております。

また、見直し方針に盛り込まない事項につきましては、その理由によって、※1、※2と表示されてございます。

以下、9月の当面の方針の区分毎に、9ページまでその内容を表示してございます。細かい説明は、移譲済み4事務関連だけにさせていただきたいと思います。

それでは、具体の項目の説明に入らせていただきます。

この提案検討委員会で検討していた項目ということで、今回、一番大きな影響を受けたのが、資料1の7番目にありました商工会議所法に基づく定款変更の許可事務でございます。この事務に関しては、事務の一部しか移譲されなかったため、法律上では4項目あったのです。役員ですとか会員資格とか、そういった項目について国へ移譲を求める有力な候補として検討を進めました。また、9月の見直し方針では、地方に移譲される方向の事務とされていなかったものですから、鋭意検討、協議していただきまして、第56回の提案検討委員会では、答申案までご了解いただいた案件でございます。しかしながら、今回示された見直し方針案では、資料1-3の5ページの55番にあるとおり、国から地方へ移譲する事務という区分にされております。

どういった状況変化があったのかは、私共では、まだ把握できていない状況です。そういったことになっております。

あくまでも資料 1-3 は、項目だけを表示した資料でございますけれども、具体の表示の仕方については、細かい話になるのですが、資料 1-2 の 25 ページに経済産業省(1) 商工会議所法というのがございます。

ここにあるとおり定款変更の認可、抜粋でいいますと、25条の第1号、第2号及び第4号の事項に係るものを除く、については、届出制に変更した上で、都道府県及び指定都市に移譲するということになってございます。

北海道は、道州制特区推進法施行時に、既に1号・2号・4号は国から移譲を受けております。 それ以外の移譲されていなかった項目も、実質、今回移譲されるため、北海道だけは、全ての項目 について移譲される形になってしまうということでございます。

よって、実質的にこの案件につきまして国に要望する項目がなくなってしまった。意味がなくなってしまったということになりまして、大変大きな状況変化と捉えております。

それが一番大きい事項でございます。

今回の見直しによりまして元々の商工会議所法自体が改正となりましたので、道州制特区推進法 の改正、特区計画の修正等についても、その必要が出てくる可能性があるのですが、そういった関連する手続きにつきましては、今後、国とも調整しながら適切に進めてまいりたいと考えております。 商工会議所法の関係は、以上です。

2番目は、資料1では8番目の項目になっていたのですが、指定医療機関の指定と類似の事務というのがございます。

この項目につきましては、内容的には、国や独立行政法人が開設する医療機関に対する法律等に基づく医療機関の指定に関する事務で、資料 1·3 の 3 ページに関連する項目があります。資料 1·3 の 3 ページに 21 という項目がございます。21 で、所管は厚生労働省で、戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関の指定及び監督というのがございます。

その下の32番、同じく厚生労働省、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関の指定及び監督の事務ということが載っております。今回の見直し方針によりまして、この指定医療機関の指定・監督については、都道府県に移譲されるという方向で整理される予定となっております。よって、実質的には、この項目につきましても提案の候補から除かれていくのかなと考えているところでございます。

次に3番目、栄養士養成施設の指定事務というのがございます。資料1の項目では、9番目の項目です。この項目につきましては、年度初めまでは提案の有力な候補として審議されていた項目でございます。しかしながら、9月の当面の方針で全国一律一斉に都道府県に移譲する方向の事務と整理されましたことから、国への提案は無理であろうと見込んでいた事務でございます。

今回の結果なのですが、この事務については、同じく資料 1-3 の 2 ページの 6 番に、所管が厚生労働省、事務・権限の内容として、栄養士法の指定及び監督というのがございます。

これについては、移譲以外の見直しを行う事務・権限とされております。資料 1-2 の見直し方針の本体の方も一緒に見ていただきます。そこの本体の5 ページ、厚い資料の5 ページに、(6) 栄養士法というのがございます。

ここに書いてあるとおり、移譲については、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進めるということで、9月の時点では、全国一律・一斉に移譲するという方向だったのですが、今回の中では、完全に蓋をされたということではなく、少し微妙な位置付けとなっております。現段階では、こういった状況になっております。

次に、HACCPです。資料1では、10番目の事務です。

正式には、総合衛生管理製造過程という項目でございます。資料 1-3 では 2 ページの 4 にあります。 HACCP については、都道府県、保健所設置地市及び特別区への移譲について検討を進めるということで、保健所設置地市の扱いがネックになったのかと思われるのですけれども、完全に移譲するという表現にはなっておらず、同じく微妙な取り扱いになっております。

以上が移譲済み4事務関連等と、12月10日の有識者会議で示された見直し方針の関係でございます。

ただ、現時点では、あくまでも有識者会議での提案、そして了承ということになっています。正式には、今後、今週中にも開催されるのではないかといわれておりますけれども、総理大臣を本部長とした地方分権改革推進本部、そして閣議の中で見直し方針として正式決定される見込みでございます。

事務局といたしましては、正式決定されたおりには、今回の見直し方針に至った経過なども精査した上で、商工会議所法ですとか栄養士に関する事務の取り扱いについて次回の委員会の中でご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

### (河西会長)

ありがとうございました。

只今の事務局からの説明では、国から地方への事務・権限の移譲等について、有識者会議の議論の中で、我々委員会で検討してた事項も既に国から地方へ移譲すべきという結論が出ているものが

あるみたいです。

最終的には、閣議決定がされて正式決定となるのですが、事務局としては、国への特区提案をしてもあまり意味がないというようなニュアンスの項目もあるのではないかというふうに思います。 それでは、今の事務局からの説明に関しましてご質問、ご意見があればよろしくお願いいたします。

今回、かなり大量の事項が国から地方へ権限移譲されるということです。その中でご関心のあるような項目があれば、どうぞご質問いただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

それでは、今の時点では、特にご質問等はないということなので、最後に事務局が話をされてたように、移譲済み4事務関連項目等など、関連する提案検討項目について次回の委員会を目途に結論を出すということで、何か質問があれば次回の委員会でご質問いただき、最終的に資料1に出ている7の商工会議所、8の指定医療機関の指定と類似の事務、9の調理師養成施設の指定と類似事務、10の総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認監視指導等の権限に関しての一定の結論を出していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて、議事 2 ということで、本年 7 月 23 日開催の第 53 回委員会において国から地方への事務・権限の移譲等の動向を見極めるために審議を一旦保留しておりました産業振興支援策の道への移譲。この一項目に関しまして第 1 次整理を行いたいと思います。

この一次整理というのは、答申へ向けた分野別審議により検討を深めていくべき案件なのか、それとも現行法令等で対応可能などの理由により、一次整理として一旦検討を終了すべき案件なのか。その対応について検討していただくという作業でございます。分野別審議の前に今後の取り扱いの方向を決めていくものです。

まず、事務局で整理案を作成していますので、これを叩き台に検討をお願いしたいと思います。 それでは、事務局から産業振興支援策の道への移譲に係る第一次整理案の内容について説明をお願いいたします。

#### (事務局)

資料3と参考資料1を使いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料3の1ページ目に付いておりますA4横の表でございます。字が小さくて大変恐縮です。この整理一覧表でございますけれども、本委員会では、この資料を叩き台に道民アイデア等の概要や主旨、その提案について事実関係や実現した場合のメリット・デメリットなどを整理・把握した上で、分野別審議に進むのか、理由等を付して第一次整理で検討を一旦終了するのかということをご審議いただくことにしております。ちなみに、この整理一覧表のことを、メリット・デメリットが書いてあるので、通称、メリデメ表と呼んでございます。

このメリデメ表の概要欄、左から三つ目の欄をご覧いただきたいと思います。まず、道民アイデアでございます。この道民アイデアは、国が行っております農商工連携、地域資源活用、新連携などの産業振興支援策については、道の施策と一体化して実施することが効果的であるから採択権限、正確には、法律上は、事業計画の認定権限ということになっておりますけれども、こちらの権限及び、これに伴なう財源については、国から道に移譲すべきではないかというのが道民提案の主旨でございます。

その隣に、この提案に関します事実関係等を整理してある欄がございます。こちらで詳しく説明 をさせていただきたいと思います。また、併せて参考資料1をご覧ください。

これは、北海道経済産業局が平成24年3月13日付で発表したものですが、ただ今、申し上げた三つの事業、新事業展開と呼んでいるのですが、こちらの成果事例集という資料でございます。

こちらは、2枚をめくっていただきまして裏面でございます。右下にページ1と付いております。この制度についての概要が書いてございます。こちらはフロー図になっておりますのでご覧いただければわかりやすいのではないかと思いますので、併せてご覧ください。

どちらの資料にも農商工連携・地域資源活用・新連携という三つの項目が掲載をされております。まず、これら三つにつきましては、いずれも中小企業の事業活動を支援するための制度・事業でございます。地元事業者の連携でありますとか地域資源の活用など、こういったものを対象に支援を行い、最終的には、地域経済の活性化に繋げていこうというものです。これら三つの制度自体が施策目的を共通にしているということを前提にご理解をいただければと思っております。

個々の事業の概略です。まず、農商工連携とは、中小企業等が農林漁業者と共同で事業計画を作成いたしまして、ここに国の認定を受けることで認定事業計画に基づいて連携して行う、例えば、新商品開発などの取組に対して、国の補助金でありますとか政府系金融機関による低利融資などの支援措置を受けることができるというものでございます。先程の参考資料1のフロー図の中に支援メニューが概略的に書いてあります。

また、地域資源活用の場合につきましては、中小企業等が地域資源を活用して事業計画を作成し、同じように国の認定を受けることで、新連携という場合には、異分野の複数の中小企業等が連携して新事業分野開拓計画といったものを作成しまして、同じように国の認定を受けるということで、それぞれ、先程の農商工連携と同様に新商品・新サービスの開発や事業化などの取組に対して、国の支援措置を受けることができる。事業の流れとしては、こういう形になっております。個々の支援措置についての説明は、ご覧いただくということで割愛させていただきます。

只今の一連の手続きや支援メニューにつきましては、それぞれアイコンのようなマークが付いていますので、それぞれの事業にこういったものが対応になっていると見ていただければご理解いただけるのではないかと思います。

この経済産業省の資料の4ページ目以降には、道内で認定をされました事業例について実例が紹介されています。この三つの制度でありますとか支援メニューの具体のイメージを掴む上で、後程ご参考にしていただければと思っております。

これらの国の認定につきましては、現在のところ経済産業大臣の権限ということなのですが、それぞれの根拠法におきまして、実際には、経産省の出先機関でございます各経済産業局に委任をされているということで、北海道内においては北海道経済産業局が実際の事務を地方で執行しているという状況でございます。

先程、渡辺参事から議題(1)でご説明をさせていただきました国から地方への事務・権限の移譲等ということでございますけれども、実は、この農商工連携・地域産業資源活用・新連携の3項目につきましても、当初は、都道府県への移譲の検討対象、9月段階で100項目の中に含まれておりました。

しかし、先程説明したように、今月中に閣議決定される予定の見直し方針の中には、結果的には盛り込まれておりませんでした。その辺の経過を書いてございますのは、資料3の2ページ目、3ページ目、4ページ目に全国知事会と国との意見のやり取りがあるわけです。

概略を申し上げますと、地方側からは、全国知事会を通じて、地域振興に関する事業でごさいますので、是非、認定の事務・権限を都道府県に移譲すべきである。その際に、各経産局から中小企業等に現在は、直接交付をしております。俗称で、空飛ぶ補助金というふうに呼んでいるようです。要するに、都道府県を中飛ばしにして、国から直接地元の市町村だとか事業者に流れているという補助金。こういったものについて認定権限だけではなくて、併せて財源移譲するということを主張していたところです。

ただ、これに対して、経済産業省の見解としては、国に残すべきということで判断をいたしまして、都道府県への移譲は、今回の見直し方針の中では認められなかったという状況になっております。国が都道府県への移譲を認めなかったことにつきまして、まとめたものが、資料3、メリデメ

表の1ページ目、アンダーラインを引いてあるところです。事実関係等の整理のところに全国レベルの先端的モデル事業など、この三つの事務・権限については、いずれも全国的視点で限定する観点から認定を行っております、補助金の採択も併せて行っており、国が行うべき役割であって、地方には、こういったものはできないものであるという、仮に都道府県に移譲した場合であっても、全国水準のモデル事業の確保が困難となって、中小企業等への制度・事業の普及という点で著しく支障が生じるといったことで移譲を認められない。国がやるべきものだということで判断がされたところでございます。このような事実関係になっております。

この道民アイデアを実現するために考えられる手法としては、それぞれの根拠法の改正が必要となっております。一応、念のため資料3の5ページ以降には、関係法令の関係部分だけを抜粋して、関係箇所にはアンダーラインを引いております。ここでは説明を省きますけれども、後程確認をいただければと思います。

そして、またメリデメ表に戻りますけれども、実現した場合に考えられるメリット・デメリット でございます。

メリットとしては、認定の事務・権限が道に移譲されることで、道による一元的かつ主体的な産業振興をより推進することができる。また、現在認定事務を行っている北海道経産局は、札幌1ヶ所にしか窓口はございません。道の場合は、道内14の振興局という出先機関を持っておりますので、認定申請の窓口が増え、認定・支援までに係る日数の短縮が期待できるのではないか。つまり、申請者の利便性向上が期待できるのではないかということがメリットでございます。

デメリットといたしましては、認定件数、つまり、そんなに何件もあるわけではなくて事務量は 少ないということもございまして、そういったものが少なくても、執行体制の整備というのは、例 え案件がなくても整えておかなければいけないということで、人員面での非効率性というものが生 じるおそれがあるというところでございます。

また、単に、認定の事務が移譲されることだけではなくて、その認定の先にある補助金など、各種の財政的な支援措置の権限だとか財源など。これが併せて移譲されない場合には、移譲の効果が見込まれず、道財政の影響も懸念されるのではないかといったようなデメリットが考えられるというところでございます。

このアイデアについての対応方向ということで、右側に〇印が付いております。あくまでも事務局の案でございます。国から道への権限移譲を求めるという、いわゆる道州制特区の対象としては、極めて基本的なものでございます。この表の上の方に※で、一次で整理する理由等の中に①~③までございます。このいずれにもあてはまらないと考えられますことから、事務局案としては、分野別審議へ進めることが相当ではないかと判断しているところでございます。

ただ、最後に、本件を審議していただく上での論点ということで整理をしておきたいと思います。一つは、国がこの度の閣議決定によって都道府県の移譲を認めないというふうに判断した場合、果たして、このタイミングで、同じ主旨の特区提案をあえて国に行っていくべきかどうかということ。

また、当然、特区提案をしていく折には、道としては、認定権限の移譲だけを求めるのではなくて、その先にあります補助金を始めとする各種支援メニューの採択権限でありますとか財源についても、併せて移譲を求めていくことは当然であるというふうに考えられます。

ただ、道州制特区推進法では、財源移譲に関するルール化はされていない。財源移譲については、何も書かれていないというところが大きな課題であるということは、今までにも言われてきておりました。

そういった状況で国に特区提案を行っていくべきか、仮にですが、認定権限だけが移譲されるような事態になった場合に、補助金などの採択権限は国に残されたままといったような結果になった場合に、道内の中小企業振興策に及ぼす影響をどう考えるべきか。こういったことが主な論点になるのではないかと事務局としては考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思

います。

### (河西会長)

ありがとうございました。

只今の事務局からの説明に関しましてご質問、ご意見があればご発言をお願いたします。 経済振興でしたら太田委員から。

# (太田委員)

やっと3年目でわかる分野がきたので、発言ができるなと思って、張り切ってまいりました。 こういったものを、地域のことは地域で決める、地域が助成をして育てるということは、大変正 しいことで、しかも財源も持ってきて道で回すということは、大変正しいことで、特区提案として は、美しいというか、これ以上ないものだと考えています。

この特区の審議委員としては、是非議論を続けたいと思う一方、実際こういったシーンを回らせていただいている本業の立場としましては、こういった助成金は、大変多いのです。経済関係でも、同じような助成金が道や国、局とか自治体で持っておられます。連携されているということで数年前から協議会を持っていらっしゃるのですが、一向に整理されていない。二重行政に近いようなことを各組織でやっているということが実状なので、道はこれが強い、国、局はこれが強いというような棲み分けはやるべきだと以前から考えていました。これは、大変いいのですが、これだけやっても焼け石に水的なところを少し感じています。

結論から申し上げると、こういった国が認めたものというのは、小さな企業側からの立場で申し上げると、国からのお墨付きがきたということで、今後の販路拡大ですとかアライアンスを組むときに大変有利になったり、道外へ売りに出るときにも大変有利にもなるかなと思っています。

繰り返しますと、特区の審議委員としては、是非審議を進めたいのですが、現場の立場から申し上げると、あまりにも議論が果てしなく続いてしまい、なかなか結論が出ないというか、もっと構造的な議論を国レベルでしないと解決しない問題ではないかという実感があります。

私の現場の立場から申し上げると、難しいという判断をいたします。

#### (河西会長)

ありがとうございました。

特に企業サイドから見て国のお墨付きというのは、結構ステイタスになって、それがビジネス上 有利に働く。それが道のお墨付きだったらどうなのかという、そのような視点は重要ですね。 ありがとうございました。

他に委員の皆様、いかがでしょうか。

企業人代表として佐藤委員、もしくは菊池副会長、いかがでしょうか。

# (菊池副会長)

今、太田委員が言われたように、非常にこのジャンルの補助金というのは、これだけに限らず**多**いと思うのです。これだけが抜き出てきているのはどうしてかなということを思ったのです。

確かに経済産業局の中でも比較的似た三つの補助金ではあります。

我々の企業から見たときに、こういう事業を我々は受けたことがないのですけれども、昨年は、NPO の立場で国土交通省の事業を受けました。それは、全国会議があり、何がありというような形で、そこでまた知り合ってビジネスチャンスに発展したり、ビジネスチャンスまでいかなくても連携する日本全国の仲間ができてきているのは確かです。細目の運用でどのようになるのかというようなところも含めて、例えば、全国大会の発表会などには、どういう形で出るのか、具体的なイメージもしておきたいと思いました。

### (河西会長)

ありがとうございました。

菊池委員から出された質問で、なぜこの三つの事業が提案として上がってきたのか。そのあたりはどうなのでしょう。

太田委員も、これだけ上がってきても、他も色々あるから全部一括してもらう。そうなると経産 局を道の経済部に統合するという話になってくるのかもしれないのですが、そのあたりはいかがで すか。今回、なぜこの三つの事項が上がったのか。

#### (事務局)

あくまで道民提案で上がってきたのがこういった内容でございまして、基本的には、それを基に ご審議いただきます。場合によっては、高層木造建築物の時の

ように他の視点というのもあるのでしょうけれども、まずは道民提案を基にご審議いただくということで、そのままの提案を載せてございます。

### (菊池副会長)

この話は、ずっといくと、それこそ経済部と経産局がどのように相乗りするかというような話になるのです。そこまでしなくても、たとえば、北海道庁の中で似たような事業が、たとえば農工商連携とか新連携に近いものですとか、事業があって、それと組み合わさってこのような形、どのようなものが道庁側にあってそれをどのように組み合わせるのかというようなことでないと、要するに、ただ二度手間に、逆に手間が増えてきたり、同じようなことをやっていて、同じ振興体系がある。

なぜ経産局との連携では、情報交換ではだめなのか。そのようなことも知りたいと思ったのです。 そのようなことを感じました。

#### (事務局)

現時点では、経産局の役割、道の役割がどういうものがあって、それをどうオーバーラップできるかとか、そういったところまでは分析は用意していなかったところです。

申し訳ございません。

### (河西会長)

ありがとうございました。

菊池委員に確認したいのですが、菊池委員としては、今回これを分野別審議として深めていくのか、それとも、太田委員はどちらかというと1次整理ということで、本棚に仕舞うというような表現をこの委員会ではよくしているのですが、一旦審議を終了して、何か動向が変わったら、またこれを取り出して再度審議をする。どちらに近いご意見ですか。

# (菊池副会長)

どちらかというと、少し勉強したいなと思ったのです。

要するに、産業振興の中で様々な事業が、道庁でもたくさんの独自事業をやっています。それが、 一連の体系で何かできるようなイメージがあってこの話が、ここの部分もあったらいいよねという ように思われたのか、そうではなくて、誰かが、この分野は道がやるべきだろうというぐらいのと ころで始まったのかが知りたいと思ったことが一つです。

気持ちとしては、冒頭でお話ししましたように、太田委員と非常に近いです。全国レベルでの競争ということや採択での競争の可能性などというのが、道で担保できるのかどうか。担保というの

は、今までと同様になるのかどうかということが一つあります。

道庁の全体の組織というのは、すごく大きいです。それから見ると経産省というのは小さいです。 そうすると、だいたいどこに行っても同じようなスキルを持った人が出てくるのではないかと思う のです。窓口を全支庁、例えば根室に行っても稚内に行ってもどこに行っても標準的な窓口をつく るのは非常に難しいのではないかと思うのです。

そのようなことを考えると、その人のスキルによるところですけれども、今までずっとやられている経産局の人は、それなりの標準的な回答を得られるのではないかというような気がしているのです。そういうことも含めて、あとは経産局が北海道の局として自分たちの手柄もあるので何とか入れたいと思って宣伝してもらえるというパワーとか。そういうこともこれには関わってくるのだろうと思うのです。

そういう意味では、先程の質問になってしまいますけれども、ここの3事業のことだけということではないような話があるのです。ただ、それをするには重たいよねというようなことがあるので、どちらかというと、勉強はしたいのだけれども消極的という感じの意見です。

中途半端で、すみません。

#### (河西会長)

ありがとうございました。

それでは佐藤委員、地方の経済人としてご意見をお願いたします。

# (佐藤委員)

私も色々な方面から補助金はいただいているほうです。

実際、現場の声からするとチャンスが減らなければいいな。チャンスは、多ければどちらでもいいと思うのです。ただ、意見からすると太田さんに近いのかもしれません。現実的に考えたら財源が一緒にくるのであれば議論は深めるべきだろうと思います。

道民アイデアとして出てきたわけですが、実際ここに出てきていない生のメリットというのは何なのか。思いつきでしゃべったわけではないでしょうから、それがわからないと深めるべきかどうか。実際、メリットがないのであれば、議論として抹消するべきではないでしょうけれども、進めるとかえって薮蛇になると思うのです。いかがでしょうか。

#### (河西会長)

ありがとうございました。

実際に道民提案ということで、細かい提案内容、今わかればご紹介いただければと思います。

# (事務局)

提案の概要という欄にあるのが道民の方からいただいたご意見そのままでございます。

提案につきましては、できるだけそのまま活かす形でお示ししておりまして、言葉が足りなくて 意味の通じないものについては確認する場合はございますけれども、一般的な表現で通じるものに ついては、できるだけそれをそのままの提案として受けとめてご審議いただくという形をとってい ます。

特に深い部分までは確認していなかった状況でございます。

### (河西会長)

提案者の属性は、企業の経営者とか、もしくは自治体関係者とか、そのような分類でいくとどんな方なのですか。

### (事務局)

一般道民ということで、個人です。そういった区分です。

# (佐藤委員)

深めるかどうかの議論をするのであれば、この人の生の声を聞かないと、地域資源の活用・新連携などの産業支援策については道の産業振興策と一体化して実施することが効果的。これは、全く原則としてはその通りですけれども、具体的には何なのかというのがわからないので深めようがないといいますか、かえって困ることになるかもしれないと思います。

#### (河西会長)

現時点では、これ以上議論を深めるのは難しいというようなご意見でよろしいですか。 佐藤委員としては、この案件に関しては、太田委員のように一度審議は終了して動向を見て、また検討をするというようなことにするのか。それとも分野別審議として審議を深めていくか。伺っていると、どちらかというと前者のようなニュアンスに理解できたのですが。

### (佐藤委員)

分野別審議といいますと、どこまでいくのでしょうか。

### (河西会長)

答申をすることを前提に色々情報収集をして、その過程で、これは難しいというのであれば断念するかもしれないですが、基本的には答申を目指して色々検討していくということです。

#### (太田委員)

冒頭で感想を申し上げなかったのですが、せっかく 5 本揃ったと思って、やったと思っていたわけです。

それが時間を少し経過しただけで、もう3本がアウトになってしまいそうで、大変時代の流れというものに即してスピーディーに議論をしなければいけないというところで、答申までいくかどうかは大変悩ましく、大変、勉強量が多そうなものを今議論している時間はもったいないかなと思います。皆さんで是非、分野別整理をしたいというものがあればそちらを先に議論すべきではないかと思います。

どなたかがまだ議論したいとおっしゃるのであれば、軽く本棚に入れるというポジションをとるのはいかがかと思います。

# (河西会長)

では岡田委員、寺下委員からこの案件に関してご意見やご質問などはございますか。

### (岡田委員)

意見なのですけれども、分野別審議にするにしろ、どういう方向に行っていいかというのはまだ 見当もつきません。他の審議事項と比べてどれぐらいの優先順位になるのかというのもわからない ので、全体を見て考えたいと思います。

### (河西会長)

ありがとうございました。

それでは、この案件に関して分野別審議として議論を深めていくというような積極的な意見は、 今のところ見当たらないので、第1次整理とさせていただいて、他の産業振興策の提案があったり、 情勢が変わったら再度情報収集をしていただいて審議をするということでよろしいでしょうか。 ありがとうございました。

それでは、産業振興支援策の道への移譲に関しましては、この時点で一旦検討を終了して、この 案件に関しては本棚に納めさせていただきます。

それでは、分野別審議に入っていきたいと思います。

次に、議事(3)ということで、次第に掲載している3項目の分野別審議を進めてまいります。 それぞれの検討項目について若干審議の経過について確認をしておきたいと思います。

まず、広域観光圏の指定権限の移譲については、観光圏の認定基準や国の補助制度などの改正が 予定されていたことから、また、その後の国から地方への事務・権限移譲の動向から分野別審議を 一旦保留していました。今回、再度、議論を再開するということです。

次に、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲に関しましては、前回まで高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲として検討項目を、提案書をアレンジし、タイトルもそれに合わせることで改めて分野別審議を行うとされたものです。

三つ目の案件に関しましては、自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲について、事実関係のさらなる調査等のために審議を後回ししたものです。

本日の分野別審議に関してこの3項目を一括して審議をするのではなくて、1項目ずつ審議を進めていきたいと思います。

まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、その後、委員の皆様より質疑・意見交換をいただき、その項目について一定の結論を得てから次の検討項目の審議に入っていきたいと思います。

それでは、まず事務局から検討項目の一つ目、広域観光圏の指定権限の移譲について説明をお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、資料4に基づきご説明をいたします。

資料を1ページめくっていただきます。1ページ目は、表紙の裏になってございます。こちらは、 観光圏について定めております法律、観光圏整備法と略されますが、概要を説明したものでござい ます。

また、併せて2ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらは、観光圏とはどういうものなのかということを、そのイメージを図を交えまして説明した資料でございます。

まず、観光圏についてどんなものかといいますと、2 ページ目の図を見ていただきます。観光圏とは、市町村の枠を越えた一定の地域におきまして、そこの自治体・観光協会・旅館・ホテル関係者といった直接の観光関係者をはじめといたしまして農林水産漁業の団体でありますとか商工業団体、その他 NPO など、幅広い観光の担い手となり得る方々が連携をし、地域資源を活用して、地域の魅力を高めることで、国内外からの観光客が2泊3日以上の滞在交流型の観光を行うことができるような、そういった地域観光地づくりを促進しようとする取組のことでございます。

2 ページ目の図を見ていただければその辺は、ビジュアル的にイメージをつかめるのではないかと思います。

1 ページ目に戻っていただきまして、現行制度では、観光圏の認定というのを国土交通大臣が行っております。その事務手続きの流れが、1 ページにフロー図の形で整理されております。

まず、観光圏整備法におきまして上段の方になりますけれども、国が基本方針を策定をすることになっております。観光圏を目指す各地域では、これを受けまして市町村・観光協会をはじめとしまして地域の幅広い、先程ご説明したような関係者が連携をし、協議会といったような形で設立をいたしまして観光圏の基本コンセプトとなります、真ん中ぐらいにあります観光圏整備計画、こちらは自治体が策定をいたします。

さらに、それを肉付けする実行計画といいますか、アクションプランとして観光圏整備実施計画

というもの、こちらは、事業所さんたちの協働によりまして協議会の名の下に策定をし、国土交通 大臣に認定申請を行います。大臣は、国が策定をいたしました基本方針などを基に、この整備実施 計画が国の考える観光圏として妥当なものなのかどうなのか判断をいたしまして、いわゆる観光圏 認定を行うということです。

そして、観光圏に認定されれば、これも先程の案件と似たような話でありますが、国による総合的な支援を受けることができる。事業の流れとしては、このような形になっております。

資料の3ページ目をご覧いただければ、ここで国の総合的な支援といったものの一覧が整理をされております。

ただ、この一覧表に掲載されているものの他に重要な支援策がございます。観光圏に対して直接 国の補助金が用意をされてございます。地域が観光圏の認定を受けること、確かに観光圏という看 板を掲げて色々な活動ができるというメリットもございますけれども、やはり一番のメリットとい うのは、今言いました特例もさることながら、この補助金の採択を受けられるかどうかというとこ ろが一番大きな話であるというところにご注意いただきたいと思います。

また、昨年末に何故本件の審議を一旦保留することになったのか。その辺の経過について詳しく ご説明させていただきます。

恐縮ですが、また戻っていただきまして1ページ目の基本方針というところの囲みの中の右横に、 平成24年12月27日改正と書いてあるわけです。この時点で、基本方針が改正されることに伴い まして、この制度自体の考え方が大きく変わるだろうと。特に国の支援策であります補助金の制度 が全く大きく変わってしまうだろうという情報が当時ございましたので、次年度に入って、次年度 というのは今年度のことですが、新しい制度がスタートしてから、その様子を見ながら、改めて審 議を再開しようというところであった。それが、一昨年末でございます。ただ、その後、国が権限 移譲の話を進めようとした中にこの案件も入っていたというところで、保留が今まで続いてきたと いう経過になってございます。

本年4月、実際に国は、改正後の新たな基本方針に基づいて観光圏認定の第一弾を行いました。 それが4ページ目の地図にまとめられております。これは、改正後の新しい基本方針に基づいてこの4月に認定をされた全国の6地域の観光圏でございます。道内からは、富良野・美瑛観光圏が改めて申請をし、認定を受けているということで名前を連ねてございます。

併せまして 5 ページ目に、同じような日本地図の中に、こちらは全国 34 地域というように数が大変多くございます。こちらは、改正前の旧基本方針に基づいて観光圏認定を受けた 34 地域というところでございます。これらの地域というのは、経過措置といたしまして計画の認定を受けました5 年間の計画期間なのですが、それの残期間、残っている部分については、引き続き観光圏という名前を掲げて活動できるのですが、いずれは、その計画期間が終わりますと新制度による認定を取り直さないと観光圏のタイトルを失いまして、国の支援も受けられなくなるというものでございます。

道内では、知床地区、札幌地区、また釧路湿原観光・阿寒・摩周、また登別洞爺、この4圏域が これに該当いたしております。各地域において今は新制度の認定に向けて色々と対応を検討してい るというように伺っているところでございます。

また、国の方では、観光圏を対象といたしました補助金について基本方針の改正に伴って考え方が変わったということで制度を一新しております。その説明は、次の6ページ目に概要をお示ししております。新たな事業名が、観光地域ブランド確立支援事業というものになりまして、今年度からスタートをしているところでございます。

この補助制度は、改正後の基本方針に沿って採択を行っております。まず、補助対象者につきましては、あくまで本年4月に、新しい基本方針の下で新認定を受けました6地域の観光圏、先程の日本地図でいいますと、4ページ目に載っております6つの観光圏に限られております。旧制度の34地域の観光圏は、対象になってございません。

また、昨年度までは、旧補助金というのは、どちらかといいますと地域観光の活性化といったものを唱って、地域からの目線で広く、40を越えるような観光圏があったわけですが、事業採択を広めに行っておりました。国においても事業仕分けですとか、民主党政権下であったこともございまして、支援補助金を絞り込みしようということになりました。支援補助金につきましては、6ページ目の概要説明の一番上に囲み枠がございます。ここのフレーズでいいますと、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりでありますとか、日本の顔となる観光地域の創出といったフレーズが出てまいります。こういった視点からもわかる通り、国際的な視点から先進的な観光地域づくりを支援するという制度にリニューアルしたというところでございます。

その結果、観光圏の認定権限の移譲につきましても、先程説明した農商工連携・地域資源活用と同様に、議題の1番目で報告した国から都道府県への事務・権限の移譲について9月時点まで検討対象に上げられておりました。もう1枚資料をめくっていただきまして7ページ目に、国と全国知事会を通じた議論のやり取りの中で各府省の見解というのがございます。国からは、観光圏認定、新しい補助事業については、先進的なものを対象としており、全国的見地から、観光庁において一元的に実施する必要があるという考え方が示されまして、この度の地方への事務・権限の移譲が認められなかったということです。今月中に閣議決定される予定の見直し方針には、結果的にこの権限は盛り込まれていかないということでございます。

話を整理させていただきまして、この論点も、結果的には、先程説明した産業支援策と全く同じでございます。一つは、国がこの閣議決定をしたタイミングで同じような主旨の特区提案を行っていくべきなのか。

また、こちらも空飛ぶ補助金というようなものがあっての各種支援策の採択権限・財源、こちらを合わせての権限移譲が実現できるかどうかが非常に地域にとっての大きな影響になる。特区推進法での財源移譲がルール化されていない中で、それをあえて行っていくべきかどうかといったところが主な論点になるのではないかと思います。

ちなみに、こちらにつきましては、既に答申の方向性でまとめていただきました第3種旅行業の 関係も観光圏に関わっていたものですから、昨年の秋に当時の観光圏ということで、函館地域、今 回観光圏を解消していますが、当時はありまして、これを含む道内6観光圏に対しまして観光圏認 定の権限を道に移譲した場合にどのように考えますかというのを、直接利害関係者としてのお立場 での意見を伺うことをやっております。

計画の認定権限だけが道に移譲されても補助金の採択権限・財源が道に移譲されないという恐れがあるのであれば、当然この提案には賛成できません。また、観光圏を対象とする補助金、先程説明した補助金の他にも、観光圏認定を受けている地域につきましては、国から様々な他の支援事業でありますとか、情報、予算措置等が地域にもたらされるというようなメリットもございまして、道への権限移譲によってどうしてもこういった国との関係を断ち切られたくないというような本音の部分が、この道民提案に対しましては、どちらかというと地域から否定的な見解が多かったということも合わせてお考えをいただければと思います。

以上でございます。

# (河西会長)

ありがとうございました。

この委員会では、分野別審議に進むということにはなっていたのですが、事務局から見て、既に 1回否定的な見解が観光庁から出されているということ。

それから、実際に観光の現場の業者・団体の方々からも否定的な声が上がっているということです。

そこで、先程佐藤委員がご質問されていた提案者の主旨ですが、そのあたりはどういうところに あるのかお話しいただければと思います。

### (事務局)

これは、提案者のご説明があるので、申し上げます。

民主党政権下で、国から地方へ権限移譲を進めるという取組の中で、自己仕分けというのがありました。その中で、一年前ぐらいまでは、旧補助金でありますとか旧制度、どちらかというと地域観光を支援する事業といったコンセプトだったものですから、一つの都道府県の中の観光圏認定、他県におきましては運輸局が広域で県をまたがっていますが、北海道の場合は一道、一運輸局ですからまたがることがありませんので、全てが観光圏認定については北海道内で終わるということです。例えば、そういったものについてであれば、民主党政権下では、観光庁なり国土交通省も移譲してもいいのではないかという府省の見解があったわけなのです。

そういう考えがあるのであればということと、当時の補助金、この事業制度自体が地域観光を支援するというものですから、それであれば地域の観光について、まさに観光立憲で成り立っている 北海道ですから、是非そういった権限は受けて、北海道のコンセプトの下でやってはいかがかとい うのが主旨だというように思っております。

#### (河西会長)

それが変わって国際的に通用するというような流れ、それに対して手厚い補助をするという情勢が変わったので、少し見解が変わってきたということですね。

では、観光に関わっていらっしゃる佐藤委員、もしくは菊池副会長、こちらの案件に関していかがでしょうか。

### (菊池副会長)

先程のパターンと似ているかなとは思うのです。

我々から見ると、観光事業に関していうと、運輸局よりも北海道庁のほうがずっと近いです。そういうことを考えると、運輸局とは正直それほどお付き合いが、私は観光事業をやっているけれどもそんなにないのです。だから、先程の話と少し毛色が変わっていて、意味は少し違うのかなとは思います。

ただ、この間、元観光庁の初代長官の方をお呼びしながら話をしていると、観光全体の話は、相当国家戦略という意味合いが強くなってきているのだなということを痛感したところです。そういう意味では、私の活動としては、運輸局よりは道庁のほうが一元的にやってもらっていいなという感じは受けるのですけれども、先程の国際的な観光のグレードをどうやって高めていくかというような視点で考えたときにはわからないなと。もしかしたら今後の動きを見ながら、もう一度仕舞って、今後の動きを見ながら観光の違うアイテムがきっと出るでしょう。そのようなときに考えてもいいのかなというように思いました。

# (河西会長)

ありがとうございます。

佐藤委員、何かございますか。

### (佐藤委員)

私は、留萌の観光しかやっていません。でも、留萌のような地方は、たぶん道内にあちこちありますので、そういうところの代表という意味合いでお話しします。

今回のこのテーマ、広域観光圏の指定権限の移譲については、これ以上議論をしても始まらない のかなと思うのです。

ただ、今おっしゃった通り、たとえば観光に関するものでいくと、旅行業法の特例ですとか色々

な社会資本整備についての配慮ですとか、こういうものについて道が権限を移譲される、具体的な例はないですけれども、そういう道が主体的となって観光政策を進めていくというものの権限を移譲されるものが何なのかわからないですけれども、そういうものについては引き続き議論をしていくべきだろうとは思っています。

### (河西会長)

ありがとうございました。

そうしますと、こういった広域観光圏のような国の政策として出されているようなものに関しては、道が権限の移譲を受けるというのは難しいかもしれないですけれども、その観光に附随した様々な諸手続き、こういったものに関しては道内の観光事業者の利便性を考えて積極的に権限移譲してくるというのが佐藤委員のご意見というように理解してよろしいですか。

# (佐藤委員)

手続きに限らず、権限です。

#### (河西会長)

ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

では、こちらの案件に関して積極的に審議を進めていくべきだとお思いの方は、いらっしゃったらどうぞご発言ください。そういう方がいらっしゃらなければ、冒頭で菊池副会長がおっしゃったように、一旦、第1次整理ということで棚に納めさせていただいて、また観光関係の色々な権限の移譲等に関しては出てくると思いますので、そのようなときにその都度見直していくということで判断をさせていただこうと思いますが、いかがですか。今言った第1次整理という方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この案件に関しましては、一旦、本棚に入れるという第1次整理にさせていただいて、 また観光に関する様々な権限移譲のご提案があったときに再度見直していきたいと考えます。

それでは、検討事項の二つ目です。自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲 について、事務局より説明をお願いいたします。

### (事務局)

資料5に基づきましてご説明をいたします。

本件は、9月6日に開催いたしました第54回の提案検討委員会におきまして審議されました。その際、分野別審議に移行するということで整理しております。

ですが、その後、他の案件の審議を先行させたことや、自治体内を運行区域とする乗合タクシーの権限、提案内容について詳しく確認する必要があるのではないかというご意見が出されたことから、審議を据え置いていたところであります。

本日は、このアイデアを出された経緯や目的などにつきまして提案された方に確認した内容を報告いたします。

それとともに、このアイデアの法令上の位置付け、想定されるメリット・デメリットなどについてご説明したいと思っております。

まず、1 ページ目をご覧ください。アイデアの内容ということで上にございます。自治体内を運行区域とする乗合タクシー、ここでいう自治体内といいますのは、一つの市町村というように捉えていただきたいと思います。その市町村内を運行区域とする乗合タクシーや地域内循環バスの運行に係る許可権限、運賃及び料金に係る許可権限等を都道府県に移譲するというものであります。提

案された方が書かれたのは、この2行だけだったのです。これだけでは中身がわからないだろうということで提案された方に確認しました。

提案されたのは、市町村でございます。仮にA町とさせていただきます。アイデアの内容の運行 形態の想定でございます。これは、既存の民間ハイヤー会社、または民間バス会社を事業主体とし まして交通空白エリアの解消を目的としましてドア・ツー・ドア方式により運行するということで す。

具体的には、A 町の市街地に12ヵ所の乗降場所を設けまして、そこと自宅などを往来するというものであります。

こうした形態の運行を実施するにあたりまして必要となる許認可、これが次の囲みにあります。 道路運送法に規定しております一般旅客自動車運送事業の許可、それと運賃や料金につきましては、 一般乗合旅客自動車運送事業に係る認可が必要となっております。この点につきましては、後程ご 説明させていただきます。

次に、アイデアを提出した理由の欄でございます。まずは、申請から許認可までに要する時間が 短縮されるということです。都道府県に権限が移譲されれば都道府県の方が国よりも地域の実情に 詳しいということで、相談などもしやすいです。例えば、書類などに不備がございましても迅速で 円滑な対応ができるのではないかと想定したものであります。

それと、二つ目の〇印、「都道府県への移譲」と書きました。このアイデアは、一つの市町村内を 運行区域とするというものでありました。そうであれば、都道府県ではなく市町村に権限を下ろす ことも考えていいのではないかとも考えたのですけれども、その点もA町に確認しましたところ、 市町村に権限を下ろした場合には、その市町村の事業者に対してその市町村が許認可権限を持つと いうことになりますので、それは好ましくないのではないかと判断したためです、というようにご 意見をいただいたところです。

なお、A 町では、このアイデアを提出するのと平行しまして、乗合タクシーの試験運行というのを一年間実施いたしました。これが下の囲みです。結果としましては、利用者が少なく本格実施はしなかったということでありました。

そして、現在は、右側ですけれども、高齢者ハイヤー利用サービスや路線バス高齢者利用支援事業、こういった町独自の対策を行っています。これらは利用者に対して運賃を補助するというものでありまして、道路運送法上の許認可を要しないものであります。

次に、2 ページ目に移っていただきます。想定されるメリット、想定されるデメリット・懸念ということで整理させていただきました。

まず、メリットです。申請・相談の窓口が増加する。現行では、北海道運輸局の支局7ヵ所が窓口になっているのですけれども、北海道に移譲された場合は、各振興局で対応できるようにすれば14ヵ所に増えるということになります。

二つ目の〇印です。市町村により身近な北海道が対応することによりまして、申請から許可までの期間が短縮されることが期待できます。こうしたことから申請者の利便性の向上につながるものと考えられます。

一方、デメリットと懸念される点です。この欄の最初に、「旅客自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業の許可権限のみを移譲」と書きました。わかりにくいかと思います。旅客自動車運送事業の種類というのが分類されておりまして、それを先にご説明させていただきます。それが3ページでございます。

旅客自動車運送事業は、大きく分けて二つに区分されます。一つは、一般旅客自動車運送事業、もう一つは、特定旅客自動車運送事業。文字通り一般と特定の違いというように考えてよろしいかと思います。

一般旅客運送事業は、不特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する。つまり、広く一般の方が利用する一般的な運送形態でございます。

それに対しまして特定のほうです。特定の者の需要に応じ、特定の場所に運送する。具体例といたしましては、従業員の送迎バスですとか介護タクシー、つまり、利用する方も行き先も予め決まっているという場合であります。

さらに、一般旅客自動車運送事業というのは、左側ですけれども、三つに区分されます。一つ目が、一般乗合旅客自動車運送事業、この「乗合」というところです。この言葉通り不特定多数の旅客が乗り合わせるという運行形態でございます。具体例としましては、路線バス、ここに書いていないのですけれども都市間高速バスなどもここに該当します。そして本件のアイデアにあります地域内循環バスですとか乗合タクシーもここに区分されるものであります。

二つ目としまして、一般貸切です。「貸切り」という言葉のとおり、車両を貸しきって運送する形態です。いわゆる貸切バスがこれに該当いたします。

三つ目といたしまして、一般乗用です。これは、一般的なタクシーやハイヤーが該当いたします。 旅客自動車運送事業は、このように分類されることを踏まえまして再度2ページのデメリットのと ころに戻っていただきたいと思います。

本件のアイデアにあります乗合タクシーや地域内循環バスというのは、一般乗合旅客自動車運送 事業に区分されます。そうであるならば、この許可権限を移譲するとした場合、乗合タクシーや地 域内循環バスだけではなく、「一般乗合」に同じく区分されています路線バスや都市間の高速バス、 これらの事業許可も合わせて移譲されることになると考えられます。

つまり、「一般乗合」ということで一つのパッケージになって移譲されてくるのではないかと考えられるということであります。乗合タクシーや地域内循環バスの許可権限だけというように分割できるものではないと思われますので、そうした場合、路線バスや都市間高速バスという広域に及び、申請件数も多いだろうと想定される事業まで北海道で対応できるのかという懸念が生じてくるものであります。

もう一つでございます。下の方の申請・相談窓口の分散でございます。

仮に、一般乗合旅客自動車運送事業の許可権限の移譲を受けた場合、一般乗合というのは、北海道の権限になります。一方、一般貸切、乗用、こちらは国の権限のままとなります。そうしますと事業によって国と北海道に窓口が分散することになります。そうした場合、申請者が不便を感じるのではないかという点が懸念されております。

なお、ここに掲げましたメリット・デメリットでございますが、提案されたA町から伺った話ですとか道路運送法の規定などを基に私ども事務局において想定したものであることを申し添えます。 説明は、以上でございます。

よろしくお願いします。

### (河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に対してご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

私から1点質問をさせていただきます。一般旅客自動車運送事業に係る全ての権限を道が移譲して受けるということは可能なのでしょうか。

今回の提案は、一般乗合旅客自動車運送事業だけなのですが、それだけ受けてきてもあまり道民 側からすると不便になってしまうから、それであれば全部道が受けるというのは現実問題として可 能なのでしょうか。

### (事務局)

理屈上は、道には全くそういうノウハウがないので、運輸局で仕事をやっている方も含めて、人も含めてお金もセットで道に移してもらうということであれば、それは可能になるのかと思います。

全くノウハウのない人間が、そういう人だけもらってやっても、どれだけ自分たちの施策をそこに 活かしていけるかということになると、少し疑問は、私個人的には感じています。

### (河西会長)

現実問題として難しいという判断ですね。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。ご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。 佐藤委員、よろしくお願いいたします。

### (佐藤委員)

道州制特区ですから理念だけ先にいうと、これはやるべきだろうと思います。

ただ、デメリットの二つが、上が道サイドの具体的な問題としてあるのではないかというのは、 条件付きですけれども事務作業の財源もセットでやるべきだと思いますとしか言いようがないので す。

あとは、申請相談窓口の分散については、今、会長から話があったものが全部セットでくればいい話ですね。財源と人、ノウハウがくるように特区申請しなければいけないのでしょう。

こうではないかという道サイドのものの考え方でデメリットを上げたとご説明がありました。実際、こういうデメリットがあるのではないですかという話は、この提案者にはまだしていないのでしょうか。

#### (事務局)

提案者の方にも、想定できるデメリットのお話はしました。

#### (佐藤委員)

伝えても、なおやろうと。

#### (事務局)

提案された方は、自分がやりたいことができなかったわけではなくて、陸運局から正式に許可を もらって現実にはやっていたのです。けれどもニーズがなかったということで、別の手法で取り組 んでいます。

その時に、道がやっていたら、もしかしたら早くできたかもしれないねということがあって提案されてきたということです。先程、財源の話もありましたけれども、現実的にその仕事を、お金も含めてもらうにしても庁舎をどうするか、どこに置くかとか、結構考えなければならないことが相当あるのです。そのまま陸運局に直に置いたまま道の組織だといっても、実際上は、別の仕事を陸運局はやっているわけですので無理がある。そこからその部門を道の振興局に置くとか、そういう大掛かりなことも含めてやらないと現実的に行政の仕事は持っていけないのかなと思っています。

#### (佐藤委員)

そうすると、このA町に関しては、違う方策で上手くいっていますということなので、これはこれでいいのですが、ただ、これを水平展開で考えていったときに、どこでも起こり得る話なのです。 それでいくと、議論は、進めたほうがいいかと思いますし、財源がこなかったらできないというのであれば、道州制特区で検討する意味がどこにもなくなるので、それは一緒にくるものとして申請するしかないかと。今の論点を全部いうと、この会議がなくなってしまうので、進めた方がいいのではないかと思います。

ただ、具体的にどういうメリットがあるのかどうか現時点として地域に即した判断ができる、迅速であろうということは理念上わかりますけれども具体的にはわからないので、具体的に深めてい

かなければいけないのかなというようには思っています。

### (河西会長)

ありがとうございました。

佐藤委員のご意見としては、この案件に関しては、審議を進めていく。それで、色々な情報を収集して、その情報を含めて検討していくというようなご意見だったと思います。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

# (菊池副会長)

平成14年か15年に北海道庁の緊急雇用対策事業で十勝全域の7千戸の農家に対して直接アンケートをとるという委託業務をやらせていただいたことがあります。そのときに乗合タクシーがあったのです。その評判といいますか、利用したいという方は、大変多かったというように記憶しています。

その後、乗合バスとかコミュニティーバスの実験事業というのは、十勝管内のいくつかの町でやられていると思うのです。

ここはA町となっていますが、相当数事例があるのではないか。例えば、実験事業をやってみたというようなことを思い出しまして、結論から言えば、もう一回ぐらいこれの情報を集めて、私もそのときに十勝管内で乗合タクシーのマーケット予測をしているのです。数字は忘れてしまっているというのが問題なのですけれども。どれぐらいの規模の人がどれぐらい言っているのかというのを考えました。

本別町から帯広市まで車でほぼ1時間なのです。バス代金が2,000円なのです。4人乗ると8,000円で、果たしてタクシーが来るのかどうか。おそらく来ないでしょう。15,000円ぐらいでしょうか、わからないですけれども。

そういうことを考えると、やりようはあるのかなということと、当時は、高齢者が直近の国保病院に行くまでのタクシー代金は1,500円ぐらいだったように思うのです。それを、乗合いで4人ぐらいで乗ると、そこそこのいい金額になるのではないか。

例えば、金曜日の午前中に毎週病院に薬を取りに行く人が4人いれば、農家のおばあちゃんがちゃんと農家に住んでいられるかもしれないなということを当時思いました。

ですから、私も不備で申し訳ありませんが、ここのところ気にしていたのですけれどもデーターを持ってこなかったのです。そのデーターは、報告書になっていると思いますので次回参考にお渡ししたいと思いました。

#### (河西会長)

ありがとうございます。 他の委員の皆様、いかがでしょうか。 寺下委員、よろしくお願いいたします。

# (寺下委員)

実は、私も以前、厚労省の事業で、北広島市内でオンデマンドのバスを走らせたことがありました。そのときも高齢者の方を利用の対象にしていたのですけれども、北海道は広域分散で、他の都道府県と過疎地の状況は大分違うのかと思うので、北海道としてそういうことを考えるということはすごく意味のあることだとは思うのです。それが、許可権限の移譲なのかというのはわからないです。

菊池副会長がおっしゃったように、色々な取組があって、この間、足寄に行ったのですけれども、 足寄は過疎地の医療の関係のお金を使って病院バスのようなものを走らせていたり、地域の足の確 保は、色々な方法があって成り立つといいますか、考えなければいけないことなので、それが許可 権限の移譲なのかというのはピンとこないというのが正直なところです。

# (河西会長)

ありがとうございました。

寺下委員としては、今回は、許可権限に係る移譲なのですけれども、この案件に関してはどうでしょう。この委員会の中で議論を進めていくべきなのか、それとも1次整理をすべきなのか。また、その中間ぐらいで、もう1回、2回情報収集をして、もう少し勉強してから決めたいというのもあるかと思いますけれども。

#### (寺下委員)

何と申し上げていいのか難しいところなのですけれども、本当のところをいうと、もう少し事例を見て、その他に方法が色々あって、他のことで対応できるのだったらいいのではないかという話になるのかもしれないなというのが感想です。

#### (河西会長)

ありがとうございました。 太田委員、よろしくお願いいたします。

# (太田委員)

私は、本棚に入れていいかと考えています。

2 点あります。まず、こういった地域で民間のハイヤー会社等の事業者に委託するよりは、条件が整えば自家用有償旅客運送等の運行が許可されるようになったと思うのですが、そちらのほうが手っ取り早いような気がしています。

2 点目です。結局、利用者がなかったという結論がありますので、この提案者自体が既にこの件に関しては、議論をして欲しいという意向がないものではないかというような判断をしていますので、会議の成り立ち上、利用者がなく、結局は活用できなかったものに関して委員会で議論を進めていいのかというところに引っかかります。私自身は、再度、道民意見として出た場合に議論はするべきかもしれませんが、今は別件で何かいいものがあれば議論をする方がよいのではないかと考えます。

# (河西会長)

ありがとうございました。

佐藤委員が道州制特区の理念に非常に即したもので審議を進めていきたい。

寺下委員、菊池委員からは、実際それが可能かどうか、若しくは、これ自体が過疎地域の公共の 足を確保するのに不可欠な権限移譲なのかどうかわからないけれども、1回、2回情報収集をして議 論をしていきたい。

太田委員からは、色々案件もあることなので、提案者が、既にニーズがなかったということはわかっていることもあるので、1次整理にしたらどうかというような意見が出ていました。

今回、一定の方向を決めなくてはいけないので、今後どうなるかわからないのですが、1回様々な道内のこうした過疎地域の乗合タクシーも含めて、オンデマンド型の公共交通機関なども含めて、情報収集をしていただいて、1回議論をさせていただいて、どうするかということで結論を出させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

佐藤委員がおっしゃったように、たぶんA町だけの話ではなくて、今後道内の過疎地域で起こり

得る問題かと思います。そのときに、本当に権限移譲が一番よい解決策なのか。それとも違う解決 策があるのか。それは検討をした方がいいと思いますので、事務局におかれましては、情報収集を して、ある程度の資料ができましたら委員会にかけていただければと思います。

それでは、次の案件に関しまして建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲について、事務局より説明をお願いいたします。

#### (事務局)

資料6に基づきましてご説明いたします。

本件は元々、高層木造建築物の性能評価の認定権限の移譲についての提案でございました。

しかしながら、北海道内で性能評価をできる機関は、北方建築総合研究所のみであることや、北 方建築総合研究所では高層木造建築物の主要構造部のうち壁の評価しかできないことなどから、移 譲を受けても効果は薄いという判断に至ったところであります。

そうであるならば、高層木造建築物に限定するのではなく、逆に北方建築総合研究所が行っている性能評価業務につきまして認定権限を移譲してはどうかという方向に議論がシフトしました。これが10月下旬に開催しました第56回の委員会での議論でございました。

ただ、その際に道庁の担当部局であります建設部の担当者が、別の用務により出席できませんでした。そのため建設部の担当者が出席されていない場で一定の方向性を決めてしまっていいものかという話になりました。本日は、建設部の担当者も出席しております。今回は、これまでの経過を踏まえまして資料6にポンチ絵の形で整理しました。

現状の欄でございます。建築基準法に基づく構造方法の認定は、国土交通大臣が指定した性能評価機関が事前に評価することになっております。

ですが、この性能評価機関というのが、二つ目の・印ですけれども、道内では北方建築総合研究 所1ヵ所しかございません。こうした現状を踏まえましての課題です。

道内で性能評価を行っても、認定申請は国土交通省、東京まで行って行わなければならないということで申請者の負担が非常に大きい。さらに、認定事務は、国土交通省本省で、全国からの申請に一括して対応しております。そうしたことから申請から認定までに相当な時間がかかるという状況になっております。

そこで、「目指すすがた」というところにまいります。評価から認定まで道内で手続きが完結する ようにしてはどうでしょうかということです。

現状の欄、国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても認定は東京で行わなければならない。この状況を、北海道知事に認定権限を移譲することによりまして評価から認定まで道内で完結する。その結果、手続きの軽減や迅速化が図られ、申請者の利便性が向上します。そして、北方建築総合研究所の活用推進、さらには建築産業、住宅産業の振興が図られるということが期待されるところであります。

資料の2ページ目にまいります。この表は、現行と権限移譲後のイメージと法令上の扱いを比較する形で整理したものであります。左側の区分の欄でございます。

「イメージ図」というのがあります。二つ目の■印です。評価申請から認定までの流れです。現在は、事業者が旭川市にある北方建築総合研究所において性能評価を受けまして、東京の国土交通省に申請しまして認定を受けます。

これが移譲後のイメージといたしましては、道庁に申請して認定を受ける。つまり、道内で手続きが完結するということになります。

次に、下の「法令上の扱い」でございます。ここに北方建築総合研究所が行っております建築基準法に基づく構造方法等の認定に関する業務を列記いたしました。一番上の耐火設備から一番下のホルムアルデヒドまで、様々な設備や材料の評価を行っております。これらは、いずれも建築基準法、または建築基準法施行令の規定を根拠としておりまして、それぞれの規定におきまして国土交

通大臣の認定についての記述がございます。権限移譲にあたりましては、これらの規定を一つ一つ 改正するのではなく、右側のほうですけれども、道州制特区推進法におきまして関係する建築基準 法、または建築基準法施行令の規定を適用しない旨の条文を、この道州制特区推進法に追加すると いう方式によって対応したいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いします。

# (河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

今日、所管の課の方がいらっしゃっているので、今回の事務局からの説明に関して補足説明、もしくは所管課としてどうお考えなのかというのをご説明いただければありがたいです。

# (建設部)

前回は、委員会に出席できず大変申し訳ございませんでした。

今回の提案の件についてですけれども、先程事務局から説明がございましたが、メリットといたしましては、手続きが道内で完結する。実際に北総研でのニーズといいますか認定実績があるということですので、それなりのニーズがあるのではないかということもありますので、道産材の利活用につながってくるのであれば、我々建設部としても協力していきたいと考えております。

### (河西会長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見・ご質問があればよろしくお願いいたします。

太田委員、よろしくお願いいたします。

#### (太田委員)

これは、今後も答申に向けて話し合いを進めたいと思っていました。唯一の心配は、担当部局の 対応スタンスだと思っていましたので、本日は前向きなご回答をいただきましたので、是非、答申 に向けて話し合いを進めていくべきと考えます。

### (菊池副会長)

北海道の林産業のことを考えると、道総研のポテンシャルの高さというのが非常に大きな役割を果たすというように信じているのです。そこに色々な人が相談に行って、そこで試験もしてというようにしないと、前に数字を間違えましたけれども、日本中の70数%ぐらいのカラマツが北海道にあるということで、我々が今プロジェクトをやっているのは、そのうちの56%が道東にあるというようなことをやっているのです。

これを、果たしてどう使うのかといったら、道総研さんや林産試験場の皆さんのノウハウがなければ絶対にできないのです。

本当に今の段階で産業者が、あまり力がなくてそういう観点を仮に持っていなかったとしても、これからそういうものをインキュベートする拠点は道総研さんなどにあるのだろうと思うのです。 そういうことを考えると、より高次な研究機関としてこういう機能は持っていただければいいなと思います。

#### (佐藤委員)

大変よい話だと思って、頑張っていきたいと思っています。

法令制度の権限移譲のところで、建築基準法及び施行令を適用しないとありますが、国から「お前、ふざけるな」と言われかねないかなという懸念が一つ残ります。

#### (事務局)

表現については精査します。

適用しないというようにすると、何も検査を受けなくてもよくなってしまう可能性があるので、 精査して。

# (河西会長)

ありがとうございます。

寺下委員、岡田委員、この案件に関してご質問・ご意見はございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件に関しては、委員の皆様、それから所管をしている建設部から前向きなご発言が出ましたので、今後も審議を進めていきたいと思います。

なるべくスピーディーに審議を進めていくために、事務局におかれましては、大変かもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、整理案に関して、議事4ということで北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限 の移譲について整理案の審議に入っていきたいと思います。

整理案というのは、この委員会で分野別審議等を経て答申が適当と判断した項目について答申案を決定する一つ手前の段階として答申案の最終形を整理していく過程となります。したがって、答申にかなり近いものが出てきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

# (事務局)

それでは、「議事 4 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲について」資料 7 に基づいて説明とお願いをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、第 56 回の提案検討委員会で既に整理案の素案というべきポンチ絵をお示ししてご審議いただいたところでございます。

その際にご指摘もございました。それを踏まえて微修正しているところがありますので、そこから説明させていただきたいと思います。

まず、「現状」については変えておりません。

次の「課題」のところ、北海道の地域特性です。ここは当初、少子高齢化の急速な進行だったのですが、少子高齢化の一層の進行に修正しております。

その右側の・印、前回の案では、大都市への人口の一極集中とあったものを今回は、大都市への 人口の偏在化という表現に修正しております。表現的には、大差はないのですが、道の関係の文章 等で選挙に関する表現としてこういったものを使っているものが多いため、それと整合性を図らせ ていただきました。

もう1ヵ所、その下に、「目指すすがた」がございます。「目指すすがた」の提案欄に、前回の案では、太文字で書いてあるところなのですが、公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく云々という表現だったのですが、前回の第56回の審議の中で、縛られるという表現は強すぎないかというご指摘がございました。その意見を踏まえまして、縛られるという言い方をやめまして、公職選挙法に定める一定の基準によることなくという修正をさせていただいております。修正はそこだけです。

次に、今回お願いがございます。端的にいいますと、本日、整理案というものをお示しさせていただいておりますけれども、この整理案の確定といいますか、それまでにはもう少しお時間をいた

だけないかということでございます。

これまで提案検討委員会においては、提案に関する案件に関しまして関係する方のご意見等を伺いながら提案の審議等を進めてきたものがございます。ですが、今回、またそういった関係者の感触といいますか、そういったものをまだ取っていない状況にございます。その理由としましては、国の動きなのですけれども、国で公職選挙法の改正の動きがございました。具体的にいいますと、整理案の中の一定の基準の例の中に、選挙区は振興局、または市の区域という表現がございます。これを今回市町村単位でも可能だという公職選挙法の改正案が国会に提案されておりました。

元々の選挙区は、北海道の場合は振興局で、他のところは郡なのですが、その振興局・市の区域 というのは、明治11年からの制度でございまして、府県会規則というのが定まってから一環して続 けられてきたのです。4年前に全国の議長会等で要望しても実現しなかったのですが、11月に衆議 院を通過しまして、12月4日に参議院で可決して成立したという状況になってございます。大変大 きな歴史的な変化でございます。

そういったことも踏まえまして私どもとしては、今回の提案は、一つは地方の議会に関することは地方が決めるという理念の部分と、もう一つは、具体的な内容では、この選挙区の振興局、または市の区域を市町村単位でできることを可能にするということが内面的な事項の分ではすごく大きなポイントだったのです。それが法改正によって北海道で変えなくても法律で可能になってしまったということで大きな状況変化がございました。

そういったことで私どもとしては、この法律改正を踏まえた後の関係者の感触というのを、今一度あたらせていただきたい。そういったことで、今は法改正直後でございますので、お時間をいただければと思っております。

以上でございます。

よろしくお願いします。

# (河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いいた します

一旦保留ということですね。いかがでしょうか。

#### (事務局)

補足させていただきます。

これまで道州制特区推進法に基づいて移譲を受ける場合の主体というのは、知事だったのですが、 今回、道議会の議員の選挙区というのは、知事ではなく道議会が行使する権限になりますので、そ の部分の感触を踏まえないと知事の独断で進むというのは難しいということでございます。

# (河西会長)

いかがでしょうか。

それでは、今事務局から示されたもう少し時間を待ってほしいということ。整理案の形で保留ということにさせていただいてよろしいですか。

ありがとうございます。

では、事務局におかれましては、道議会のほうの感触を経て、この整理案でいけるようでしたらまた委員会に出していただくということでお願いいたします。

整理しますと、今回道民アイデアに関して全部で4件、広域観光圏の指定権限の移譲に関しては第1次整理。産業振興支援策の道への移譲に関しても第1次整理。そして4番目の自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲は、分野別審議を継続していくということ。5番目の

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲に関しては、今回整理案に近い形で出てきたので、 次回整理案を出せるような状況ですか。

### (事務局)

はい。

#### (河西会長)

では、次回整理案を審議させていただくということでやっていきたいと思います。

6 番目の北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲に関しては、一応整理案としては 了承されたけれども、道議会の反応を確かめてからということで、一旦保留ということにさせてい ただきたいと思います。

それでは、他にご意見・ご質問がないようでしたら、今回、本来ならば答申本数の4項目が揃う 見込みだったのですが、残念ながら数が少なくなってしまったということで、この点につきまして は事務局におかれまして未審議案件の検討着手や新たな提案の掘り起こしへの取組など、次回の答 申に向けた体制の立て直しを検討していただければと思います。

最後の議題(5) その他ですが、事務局から何かございますか。

#### (事務局)

議事事項には掲載されておりませんが、次回の委員会の開催時期についてお諮りしたいと思います。事務局としては、次回の委員会につきましては、議会の前、1月の中旬から2月の中旬頃の開催をお願いしたいと考えておりまして、後日各委員の皆様に日程の確認のご連絡をさせていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

### (河西会長)

こちらに関しては、あとで問い合わせが各委員に来るわけですね。

# (事務局)

メール等で確認させていただきたいと思います。

#### (河西会長)

太田委員から出されたように、変化のスピードというのが激しいから、それに対応して委員会もスピーディーに審議をしていかないといけないと思いますので、1月中旬から2月中旬、お忙しいかと思いますが是非よろしくお願いいたします。

最後に委員の皆様から何かございますか。

# (太田委員)

前期2年間参加させていただいて思ったことです。

私どもビジネスプランを策定する際に中長期ビジョンといいますか、他にも直近のビジョン等も、タイムスケジュールというものを作ることがあります。是非、今年度は、こういったスケジュールでこのあたりでこういった議論をしてこの辺で答申までいきたい等、戦略的なタイムスケジュールを、可能であれば示していただいて、今回はどういう戦略でどう議論するのかということをお話しいただいたほうがより有効だと思うのです。そういった時期的なことを決めたりというのは難しいのでしょうか。

# (事務局)

可能な限り私どもは年度当初にそういった計画を立ててございましたが、正直に言いまして国から地方への権限移譲の関係で当初予定していた案件も全て蓋をされたり、夏頃を目処にということであったのですが、それが実質的には今回12月まで延びてしまったということでありまして、当然我々は開催の時期をできるだけ早くということを目指しております。そういったことも考えてお示しできるものはできるだけ早くお示ししたいと思います。

#### (太田委員)

一年間はこういうスケジュールで動いて、こうしたいというような、大体のものでよいので、示していただけると、次回はいつ何本くらい話せるだろうかと、議論的にも大変気合の入り方が違いますので、是非お示しいただけるものはお示しいただけるとありがたいと思います。

### (河西会長)

ありがとうございました。 では、太田委員のご要望に関して是非ご対応いただければと思います。 それでは、他になければこれで本日の議事は全て終了いたしました。 どうも、お疲れ様でございました。 ありがとうございました。